

公募型見積合せ説明書

平成30年7月4日

1. 案件名等

案件番号	W3007-02
案件名	特 A 重油
規格・数量等	別紙「仕様書」のとおり
納品場所	別紙「仕様書」のとおり
納品期限	平成30年8月10日

2. 担当課

契約事務担当課 ・見積書提出先 ・質疑送付先	堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2 堺市上下水道局本庁舎4階 堺市上下水道局 総務部 経理課(担当:道上) 電話 : 072-250-9139 FAX : 072-250-9146 Mail : jougekei@city.sakai.lg.jp
発注担当課	堺市堺区松屋大和川通 4 丁147-1 堺市上下水道局 下水道部 三宝水再生センター(担当:浦川) 電話 : 072-232-4958

3. 参加資格(案件別事項)

参加資格	参加資格は、後記「5. 参加資格(共通事項)」に記載する要件に加え、次の要件のすべてを満たす者としてします。 ア 堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱(以下「登録要綱」という。)に基づく入札参加資格について、 区分「物品調達」での有効な登録を有していること。 イ 登録要綱第3条第1項第1号に定める 市内業者であること。
------	--

4. スケジュール

参加申込期限	平成30年 7月13日 正午	詳細は、後記「6. 参加申込手続き」参照
質疑受付期限	平成30年 7月13日 正午	詳細は、後記「7. 質疑の受付」参照
質疑回答期限	平成30年 7月19日	
見積書提出期限	平成30年 7月26日 正午	詳細は、後記「8. 見積書の提出」参照

5. 参加資格(共通事項)

参加資格は、前記「3. 参加資格(案件別事項)」に記載する要件に加え、次の要件のすべてを満たす者としてします。

- ア 地方自治法施行令第167条の4及び堺市上下水道局契約規程第3条により準用する堺市契約規則第3条の規定に該当しない者であること。
- イ 参加申込期限から見積書提出期限までの間に、堺市上下水道局入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けていない者であること。
- ウ 参加申込期限から見積書提出期限までの間に、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱による入札参加除外を受けていない者であること。また、大阪府警察本部から堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けていない者であること。
- エ 当該案件の見積合せ参加者(契約に関する権限等を委任された受任者を含む。)が、他の見積合せ参加者(契約に関する権限等を委任された受任者を含む。)を兼ねていないこと。(同一代表者が複数の企業で同一案件に参加することはできません。)
- オ 組合とその組合員については、次のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 組合とその組合員が本案件に見積合せ参加の申込みをしている場合
 - (イ) 本案件に見積合せ参加の申込みをしている他の組合の組合員である場合
- カ 見積合せ説明書及び仕様書で指定する書類の全てを提出できる者であること。
- キ 仕様書に基づき、信義に従い誠実に履行できる者であること。

6. 参加申込手続き

公募型見積合せに参加を希望する方は、別掲「堺市上下水道局が実施する物品調達の見積合せ参加に係る留意事項」を熟覧の上、別紙「公募型見積合せ参加申込書」(Word形式のデータが必要な場合は上下水道ホームページからダウンロードしてください。)に必要な事項を記入し、前記「参加申込期限」までに契約事務担当課にFAX又は電子メールにて参加申込みしてください。

※参加申込みを行っていない方の見積書の提出は認めません。

※質疑を行う場合は、参加申込み手続きも併せて行ってください。

7. 質疑の受付

仕様書に質疑がある場合は、前記「質疑受付期限」までに質疑内容を記載した書面を契約事務担当課 担当者までFAX又は電子メールにて送付してください。質疑の回答(質疑が無い場合は、無い旨の通知)は、前記「質疑回答期限」までに契約事務担当課よりFAXで回答しますので、見積書提出前に必ず内容を確認してください。

※質疑の回答は、質疑の内容により参加業者全者に回答する場合と質問者に個別に回答する場合があります。

8. 見積書の提出

見積書を提出するときは、質疑の回答を必ず確認の上、前記「見積書提出期限」までに、契約事務担当課へ持参又は郵送(見積書提出期限必着)により提出してください。

参加申込み後に、見積書の提出を辞退する場合は、文書(FAX 又は電子メール)又は電話連絡により契約事務担当課へ申し出てください。

※一度提出した見積書の撤回、見積金額の変更は認めません。

◆見積書作成にあたっては、次の事項に注意してください。

- ア 宛名は「堺市上下水道事業管理者」としてください。
- イ 見積書には、案件番号、件名、品名、規格・型番、税抜単価・金額、消費税額、税込合計金額を記載してください。
(案件番号、品名、規格・型番、数量は、仕様書どおりの内容で記載してください。)
(税抜金額が算出したい場合は、「税込」と表示の上、税込単価・金額のみを記載することも可とします。)
- ウ 所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入し、堺市に登録している印を押印してください。(契約先情報を登録している場合は、受任者に係る情報としてください。)
- エ 消費税額等については、外税(税別)方式で記入してください。また、消費税額等に1円未満の端数がある場合は切捨てとしてください。

※見積書の書式は、別掲「見積書(公募型見積合せ用)」を推奨します。ただし、必要事項に漏れがなければ、見積合せ参加者の自社書式の見積書でも可とします。

◆次の要件に該当する場合は、提出された見積書を無効とします。

- ア 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- イ 見積金額の記載を訂正したとき。
- ウ 見積書に記名、押印(使用印鑑に限る。)又は記載すべき事項がないとき又は判然としないとき。
- エ 見積書が所定の日時、場所に提出されなかったとき。
- オ 1人で同時に2通以上の見積書をもって見積りを行ったとき。
- カ 明らかに連合によると認められるとき。
- キ 前記ア～カに掲げる場合のほか、局の指示に違反し、若しくは見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

9. 見積合せの結果通知

見積合せの結果については、契約の相手方に決定した方に対してのみ、契約事務担当課からその旨を連絡します。契約の相手方に決定した旨の連絡を受けたときは、すみやかに発注担当課と納品にあたっての調整・確認等を行い、納品してください。納品の際は納品書を提出し、検収合格後に請求書を提出してください。

10. その他注意事項

- ア 契約の相手方を決定するまでに、本案件の見積合せを中止する場合があります。
- イ 見積合せの結果(契約の相手方、契約金額、参加業者数等)については、公表月毎に取りまとめた後、局ホームページ上で公表します。

公募型見積合せ参加申込書

堺市上下水道事業管理者 様

次の案件について、公募型見積合せの参加を申し込みます。

案件番号	W3007-02
案件名称	特 A 重油

< 申込者 (※押印不要) >

業者登録番号	
所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	

< 申込担当者・連絡先 >

担当者名	
TEL	
FAX	
メールアドレス	

◆注意事項

- (1) 参加申込みは、仕様書、公募型見積合せ説明書等を熟読の上、契約事務担当課宛に FAX又は電子メールで行ってください。
- (2) 電子メールで申込みする場合は、本様式に必要事項を記入したファイルを電子メールに添付し、契約事務担当課宛に送信してください。
- (3) 申込者欄に記入する内容については、堺市に登録している「契約先」と一致させる必要がありますので注意してください。
- (4) 申込担当者欄のメールアドレスは、本市からファイルを添付し、送信する場合がありますので、ファイルの送受信が可能なメールアドレスとしてください。携帯電話のメールアドレスは不可とします。
- (5) 同等品の承認に係る結果通知、質疑回答については、申込担当者欄のメールアドレスへの送信又は、FAXを利用して行います。

仕 様 書

堺市上下水道局

1. 品 名 特A重油
2. 規 格 セタン指数 45以上
硫黄分 0.1質量%以下
3. 数 量 12,000リットル
<内訳>
浜寺下水ポンプ場 10,000 リットル
湊石津下水ポンプ場 1,000 リットル
竪川下水ポンプ場 1,000 リットル
4. 納 入 期 限 平成 30 年 8 月 10 日 (金)
5. 納 入 場 所 堺市西区浜寺諏訪森町西3丁303-1 浜寺下水ポンプ場
連絡先 三宝水再生センター TEL: 072-232-4958

堺市西区浜寺石津町西2丁9-13 湊石津下水ポンプ場 (大型車不可)
連絡先 三宝水再生センター TEL: 072-232-4958

堺市堺区戎島町5丁8番地 竪川下水ポンプ場 (大型車不可)
TEL: 072-233-7876
6. 担当者連絡先 堺市堺区松屋大和川通4丁147-1
堺市上下水道局 下水道部 三宝水再生センター
担当 浦川 圭二
TEL 072-232-4958
FAX 072-232-4957
7. そ の 他
 - ・納入箇所は、各下水ポンプ場の地下タンクです。
 - ・タンクが老朽化しているので、破損しないように少量ずつ時間をかけてゆっくりと納入すること。決して圧力をかけたりしないこと。
 - ・納入した特A重油の代表性状を提出すること。
 - ・納入の際は、担当者と事前に調整のこと。